

岩国市学校体育施設開放事業実施要綱を次のように定める。

平成23年4月1日

岩国市教育委員会

岩国市学校体育施設開放事業実施要綱

岩国市立小学校及び中学校体育施設の開放に関する要綱（平成18年3月20日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民が自主的にスポーツ活動に親しむことにより、本市における社会体育の振興を図るため、岩国市立小学校及び中学校の体育施設（以下「学校体育施設」という。）を学校教育に支障が生じない範囲で市民に開放する学校体育施設開放事業（以下「事業」という。）について、岩国市立小学校及び中学校施設利用条例施行規則（平成13年教育委員会規則第23号）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（事業主体）

第2条 事業の実施主体は、岩国市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

（事務の委任）

第3条 教育委員会は、事業に関する事務の一部を第6条に規定する運営委員会に委任することができる。

2 前項の規定により事務の一部を委任した場合において、事業に関する事務の執行に伴い事故等が発生したときは、教育委員会がその責任を負うものとする。ただし、当該事故等が運営委員会の責めに帰すべき事由により発生したときは、この限りでない。

（対象施設）

第4条 事業の対象となる学校体育施設は、運動場、体育館、講堂、格技場等とし、教育委員会が別に指定するものとする。

（開放日時）

第5条 学校体育施設の開放日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校行事、社会教育行事等に支障があるとき、又は施設の状況により利用が適当でないと認めるときは、学校体育施設を開放しないものとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、学校体育施設の開放日時を変更することができる。

（運営委員会）

第6条 事業を円滑に実施するため、第4条の規定により指定を受けた学校体育施設の存する学校（以下「開放指定校」という。）ごとに、学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員おおむね10人をもって組織し、次に掲げる者のうちから当該開放指定校の校長が選任する。この場合において、当該開放指定校の校長は、選任した委員について、教育委員会が別に定める様式により、教育委員会に報告するものとする。

（1） 当該開放指定校の校長、教頭又は教職員

（2） 第9条に規定する利用登録団体の代表者

（3） 本市のスポーツ推進委員

（4） 地域の体育関係者その他運営委員会が必要と認める者

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 運営委員会に会長、副会長及び書記を置き、第2項第2号から第4号までに該当する委員の中から互選する。
- (1) 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - (3) 書記は、運営委員会の会議（以下「会議」という。）の記録及び運営委員会の会計を行う。

- 5 会議は、会長が招集し、その議長となる。
(運営委員会の所掌事務)

第7条 運営委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校体育施設を利用しようとする団体の登録及び登録の取消しに関すること。
 - (2) 学校体育施設の利用の調整に関すること。
 - (3) 学校体育施設の使用料（照明設備の使用料に限る。）の管理に関すること。
 - (4) 第10条に規定する管理指導員に対し、必要な指示を行うこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が必要と認める事務
- 2 各運営委員会は、会議において所掌事務に係る運営基準を定め、これに基づき運営するものとする。
- 3 運営委員会は、前項の運営基準を定めたとき、又はその改正を行ったときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(スポーツ推進委員)

第8条 第6条第2項の規定により委員に選任されたスポーツ推進委員は、事業の効果的かつ適正な実施を図るとともに、地域住民の健康増進、体力づくり等に係る指導及び助言を行うものとする。

(利用登録団体)

第9条 開放指定校の学校体育施設を利用することができるものは、市内に在住し、勤務し、又は在学する者がおおむね10人以上属する団体とする。

- 2 学校体育施設を利用しようとする団体は、登録申請書を開放指定校の運営委員会に提出し、登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「利用登録団体」という。）は、登録内容に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするときは、その旨を開放指定校の運営委員会に届け出なければならない。
- 4 運営委員会は、利用登録団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請に基づき登録した事実が発見されたとき。
 - (2) 利用登録団体として不適当と認めたとき。
- 5 利用登録団体の代表者は、事業の円滑な実施のため、当該利用登録団体内の調整を行うとともに、委員に選任されたときは、運営委員会の円滑な運営に努めなければならない。

(管理指導員)

第10条 各利用登録団体に管理指導員を置き、利用登録団体に属する者の中から、運営委員会が選任するものとする。この場合において、運営委員会は、選任した管理指導員について、教育委員会が別に定める様式により、当該開放指定校の校長を経て、教育委員会に報告するものとする。

- 2 管理指導員は、運営委員会の指示を受けて、所属する団体が学校体育施設を利用するに当たって、施設及び設備の管理及び適切な使用方法の指導並びに利用者の安全確保を行うものとする。

(利用の手続)

第 11 条 利用登録団体の代表者は、学校体育施設を利用しようとするときは、運営委員会に、利用の申請を行うものとする。

2 前項の規定による利用の申請が他の利用登録団体と重複した場合にあっては、運営委員会が利用の調整を行うものとする。

(利用に係る意見)

第 12 条 開放指定校の校長は、学校管理及び学校経営上必要があると認めるときは、教育委員会、運営委員会又は利用登録団体に対し、意見を述べることができる。

(利用の中止等)

第 13 条 運営委員会及び開放指定校の校長は、この要綱、運営基準又は管理指導員の指示に従わない利用登録団体に対し、利用の中止を求めることができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用登録団体に対し、学校体育施設の利用の中止又は禁止を命じることができる。

3 前項の規定による利用の中止又は禁止により当該利用登録団体が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その損害の賠償の責めを負わない。

(利用中の事故)

第 14 条 教育委員会は、学校体育施設の利用中に発生した事故による損害については、賠償の責めを負わない。ただし、教育委員会の責任による損害については、この限りでない。

(利用者の賠償責任)

第 15 条 故意又は過失により、学校体育施設の施設、工作物等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が利用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

学校体育施設の開放日時

開放日	開放する時間
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び当該学校の休業期間中の月曜日から金曜日まで	(1) 午前 9 時から午後 0 時まで (2) 午後 0 時から午後 5 時まで (3) 午後 5 時から午後 9 時まで
月曜日から金曜日まで（当該学校の休業期間中を除く。）	午後 5 時から午後 9 時まで